

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 9A 特定目的会社及び特定目的信託(SPC及びSPC)関係) 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>9A-6 その他</p> <p>9A-6-1~9A-6-3 (略)</p> <p>9A-6-4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</p> <p>租税特別措置法第 83 条の3の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第 31 条の5の2に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第 83 条の3の規定の適用を受けることができる日は、当該財産の買戻し後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第 83 条の3 第2号の要件を満たすことを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託に係る信託契約の契約書の写し（変更があった場合に限る。） ・ 適宜の様式により、特定目的信託に係る信託契約の信託財産として譲渡された特定資産が、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、受託信託会社等への譲渡がなかったものとして会計処理が行われているものであることを公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「公認会計士等」という。）が原委託者の会計帳簿を確認し、証明した書 | <p>9A-6 その他</p> <p>9A-6-1~9A-6-3 (略)</p> <p>9A-6-4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</p> <p>租税特別措置法第 83 条の3の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第 31 条の5の2に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第 83 条の3の規定の適用を受けることができる日は、当該財産の買戻し後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第 83 条の3 第2号の要件を満たすことを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託に係る信託契約の契約書の写し（変更があった場合に限る。） ・ 適宜の様式により、特定目的信託に係る信託契約の信託財産として譲渡された特定資産が、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、受託信託会社等への譲渡がなかったものとして会計処理が行われているものであることを公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「公認会計士等」という。）が原委託者の会計帳簿を確認し、証明した書 |

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 9A 特定目的会社及び特定目的信託(SPC及びSPC)関係) 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>面</p> <p>(注1) 当該会計処理が行われていることを公認会計士等が原委託者の会計帳簿により確認することができない場合には、財務局長は、証明書の発行を行わないことに留意するものとする。</p> <p>(注2) 財務局長は、証明書の発行に当たり原委託者の会計帳簿を確認する必要がある場合には、原委託者の会計帳簿の写しの提出を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>租税特別措置法施行令第43条の5第2項第2号</u>に掲げる要件に該当する場合には、規則第116条の2第2号の書面(変更があった場合に限る。) | <p>面</p> <p>(注1) 当該会計処理が行われていることを公認会計士等が原委託者の会計帳簿により確認することができない場合には、財務局長は、証明書の発行を行わないことに留意するものとする。</p> <p>(注2) 財務局長は、証明書の発行に当たり原委託者の会計帳簿を確認する必要がある場合には、原委託者の会計帳簿の写しの提出を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>租税特別措置法施行令第43条の3第2項第2号</u>に掲げる要件に該当する場合には、規則第116条の2第2号の書面(変更があった場合に限る。) |